様式第三十三号の六（第二面）注意6(3)中「金融機関確認印欄」を「金融機関による確認印欄」に改め、「受けてください。」の次に「（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので、間違いのないようにしてください。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）第五十七条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始された公共職業訓練等を受ける受給資格者に対して支給する受講手当について適用し、施行日前に開始された公共職業訓練等を施行日以後も受ける受給資格者に対して支給する受講手当については、なお従前の例による。

2　新雇保則附則第二十二条の規定は、受給資格に係る離職の日が施行日以後である者について適用し、受給資格に係る離職の日が施行日前である者に係るこの省令による改正前の雇用保険法施行規則附則第二十二条の規定の適用については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第六十六号

児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三条第一項及び第三項、第七条第一項及び第二項、第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項及び第二項、第二十二条の四第二項、第二十二条の五第一項、第二十六条並びに第三十条の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童手当法施行規則の一部を改正する省令

第一条第一項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）第七条」を「法第七条第一項」に、「様式第一号」を「様式第二号」に改め、「（特別区の長を含む。以下同じ。）」を削り、同条第二項各号を次のように改める。

一　支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）があるときは、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し

二　支給要件児童のうちに第一条の理由により日本国内に住所を有しない児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

三　一般受給資格者が支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四　一般受給資格者が未成年後見人として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

五　一般受給資格者が父母指定者として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

六　一般受給資格者が法第四条第一項第一号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

七　一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であつて、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類

八　一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書

九　法第五条第一項に規定する児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十　一般受給資格者が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。第四項第二号において同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第一条第三項中「法附則第七条第五項において準用する法第七条第一項の認定を受けている者に係る法第七条」を「法第七条第二項」に、「第一項の規定にかかわらず、様式第二号」を「様式第三号」に改め、同条第四項中「児童手当の支給の原因となる児童に係る第二項第一号から第三号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の二号を加える。

一　施設等受給資格者（法第七条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。）に施設入所等児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等（法第四条第一項第四号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に施設入所等児童が入所していることを明らかにすることができる書類

二　施設等受給資格者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第一条を第一条の四とし、同条の前に次の三条を加える。

（法第三条第一項の厚生労働省令で定める理由）

第一条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）第三条第一項の厚生労働省令で定める理由は、留学（日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（当該日本国内に住所を有しなくなつた日から三年以内のものに限り、法第四条第一項第一号に規定する父母等と同居する場合を除く。）をいう。）とする。

（施設入所等児童の範囲）

第一条の二　法第三条第三項第一号の厚生労働省令で定める短期間の委託は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、二月以内の期間を定めて行われる委託とする。

2　法第三条第三項第二号の厚生労働省令で定める短期間の入所は、次の各号のいずれかに掲げる入所であつて、二月以内の期間を定めて行われるものとする。

一　児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する障害児入所施設への入所

二　保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する乳児院等への入所